

シンポジウム

集団規定をめぐる「裁量」と「協議調整」の実態

建築基準法集団規定は、建築物の集積による市街地環境悪化を防止する役割を担っているが、建築行為は企業や個人の経済活動として行われるので、その円滑な動きを阻害しないよう、悪化防止の基準には一般に高い事前明示性が要請されている。その要請を受けて、我国は裁量性がない行政行為である「建築確認」制を採用し、詳細な基準を定めている。

しかし、基準には須らく適用限界(その基準が有効性を発揮する前提条件)があり、現行集団規定はその限界を超えた案件に対して、「特例許可」という仕組みを用意している。基準をそのまま適用すると不合理が生ずるような場合の安全弁である。

ところが、この安全弁は「制限緩和」の形でしか作動しない。基準を現場に当てはめたときに生ずるミスマッチ現象は、制限緩和だけでは回避できない。そのため、事前明示とされている基準の中に一定の裁量的判断が必要であり、また個別的・事後的(建築主が建築計画を提示した後)に環境悪化防止策を協議調整により模索することが避けられない。

本シンポジウムでは、事前明示システムを克服する研究の一環として、こうした状況が現実の建築行為に伴ってどのように生じているか、その際の課題は何か、を明らかにする。

主 催 : 日本建築学会 建築法制委員会 協議調整型ルール検討小委員会

日 時 : 2010年5月21日(金) 18:00~20:30

場 所 : 建築会館3階会議室(東京都港区芝 5-26-20)

プログラム

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 趣旨説明 | 柳沢 厚(C-まち計画室) |
| (2) 主題解説 | |
| ①基準に内在する裁量的判断のあり方 | 日置雅晴(早稲田大学法科大学院) |
| ②高度地区における裁量制の実態 | 中川智之(アルテップ) |
| ③条例における協議調整システムの課題 | 松本 昭(東京大学大学院博士課程) |
| ④特例許可制度の事前明示化の弊害 | 富田 裕(神楽坂キーストーン法律事務所) |
| (3) 討論 | |
| (4) まとめと展望 | 杉山義孝(日本建築防災協会) |
| 司会 | 有田智一(筑波大学) |

定 員 : 60名(申込先着順)

参加費 : 会員 1,500 円、登録メンバー1,700 円、会員外 2,000 円、学生 1,000 円

(資料代を含む 当日お支払いください)

申込方法 : E-mail または Fax にて、催物名称、氏名、勤務先・所属、同電話番号、E-mail アドレスを明記して申し込んでください。定員に達した場合は、お断りの方のみご連絡します。

申込先 : 日本建築学会事務局研究事業グループ 今井

E-mail: imai@ajj.or.jp Fax: 03-3456-2058